



消防法の一部を改正する法律の概説

予防課

1 改正法案の経過

消防庁では、防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえた防火対象物の安全管理や危機対応のあり方についての制度全般の見直しを検討してきたところですが、「予防行政のあり方について（中間報告）」（平成18年12月13日 予防行政のあり方に関する検討会）及び「大規模地震等に対応した消防力の確保に関する答申」（平成19年2月7日 消防審議会）を踏まえ、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保のため、第166回国会（平成19年通常国会）に「消防法の一部を改正する法律案」（閣法第63号）を提出しました。

同法案については、平成19年4月24日に参議院総務委員会において審議、同日、全会一致により可決、翌25日に参議院本会議で同じく可決し、続いて6月14日に衆議院総務委員会において審議、同日、全会一致により可決、翌15日に衆議院本会議で同じく可決、成立し、6月22日に公布されました。

以下、改正後の消防法の概要を紹介します。

2 改正後の消防法の内容

改正後の消防法は、地震等の災害の防止を図るため、多数の者が出入する大規模な建築物等を対象として、

- ① 災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織の設置
- ② 地震等の災害による被害を軽減するため必要な事項を定める消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施など防災管理上必要な業務の実施

を義務付ける等の改正を行うものです。

以下、この2項目について説明します。

（1）災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織の設置

防火対象物のうち多数の者が出入するもので、かつ、

大規模なものとして政令で定めるものの管理権原者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならないこととしています。

自衛消防組織とは、災害発生時において、資機材等を活用しながら、初期消火、通報、避難誘導など、災害による被害を軽減するため必要な応急活動を行う人的組織です。

このような自衛消防組織は、現在でも多くの建築物等で自主的に設置されていますが、特に多数の人々が利用する建築物等については、消防計画等に定める安全対策の実効性を制度的に担保する必要があるため、建築物等の管理権原者に対し、訓練の実施などにより一定の能力が確保された自衛消防組織の設置を義務付けることとしています。

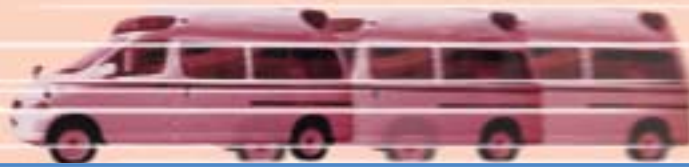
また、防火対象物の管理権原者は、自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこととしています。

このほか、消防長又は消防署長は、自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、防火対象物の管理権原者に対し、自衛消防組織を置くべきことを命ずることができることとしています。

なお、地震等の災害による被害の軽減のため特に必要がある建築物等として政令で定めるものに自衛消防組織が置かれている場合には、当該自衛消防組織は、地震等の被害の軽減のために必要な業務を行うこととしています。

（2）地震等の災害による被害を軽減するため必要な事項を定める消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施など防災管理上必要な業務の実施

地震等の災害による被害の軽減のため特に必要がある建築物等として政令で定めるものの管理権原者は、地震



等の災害による被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格を有する者のうちから防災管理者を定め、当該建築物等について消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施、その他防災管理上必要な業務を行わせなければならないこととしています。

現行の消防法では、管理権原者に対し、防火管理者を定め、火災に関する消防計画の作成等防火管理上必要な業務を行わせることとしています。現行の消防計画が地震等そのまま適用するには不十分な部分があることから、地震等に対応した消防計画として、以下のような内容を定める必要があります。

- 建築物等の利用者の避難誘導・救出救護の方法
- エレベータ停止に伴う閉じ込め事案への対応
- 避難施設や消防設備の損壊への対応
- 停電、断水、通信障害、交通障害等のインフラ障害への対応
- 同時多発的な被害発生への対応

このほか、現行の防火対象物点検報告制度等の規定を地震等の災害による被害の軽減のため、特に必要がある建築物等として政令で定めるものについて準用することとしています。

(3) 対象とする防火対象物

災害時における人命危険の大きさを考慮し、組織的かつ計画的な応急対策が必要なものとして、おおむね次の用途及び規模に該当する防火対象物を対象とする予定です。(政令で規定)

- 用途：建築物等の構造に不案内な不特定者が利用するもの（百貨店、旅館、病院、地下街など）
- 規模：①延べ面積が50,000㎡以上のもの
- ②5階以上で延べ面積が20,000㎡以上のもの
- ③11階以上で延べ面積が10,000㎡以上のもの
- ④延べ面積1,000㎡以上の地下街

消防法の一部を改正する法律の概要

改正の背景

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫

→ 大規模地震等に対応した事業所の自衛消防力確保は喫緊の課題

現行制度の課題

一定の利用者がいる事業所の管理権原者*は、防火管理者を選任し、防火上必要な事項を定める消防計画の作成、同計画に基づく消火・通報・避難の訓練等の防火管理業務を行わせることとしている。

* 建築物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行すべき者。所有者や借受人等が該当する。

地震災害に特有の対応事項*1があり、防火のための消防計画のみでは十分な対応が困難である。

地震災害に対応した計画作成や自衛消防組織の設置などは義務付けられておらず、自主的取組みに委ねられている。

企業の社会的責任・自助努力の要請

主な改正の内容

1 地震による被害の軽減のため、地震に対応した消防計画の作成など、地震災害に対応した防災体制を整備するための制度の導入

2 自衛消防組織*2の設置の義務付け

対象：不特定多数の者が利用する大規模・高層の建築物等
(具体的内容は政令で規定)

公布日から2年以内に施行

※1 地震災害特有の対応事項

- 避難誘導、救出救護
- エレベータ停止に伴う閉じ込め事案への対応
- 避難施設や消防設備の損壊への対応
- 停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
- 同時多発的な被害発生への対応 等

→ 消防計画作成事項として省令に規定

※2 自衛消防組織

- 建築物の従業員等で構成
- 避難誘導、消防機関への通報、初期消火などの応急活動を実施
- 所要の講習を受講した者を政令で定める基準に応じて配置

(4) その他

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

3 おわりに

消防庁においては、政令・省令等の諸規定を整備するとともに、建築物等における地震を想定した消防計画のマニュアル策定、制度改正の周知・徹底など、円滑な施行に向けた準備作業を実施していきます。